

## ◆ 東京大学大学院外国人研究生に関する規程

制定	昭 30. 3. 15	評議会可決
改正	昭 30. 11. 22、同 39. 1. 21	
	同 50. 11. 18、同 56. 3. 17	
	同 58. 4. 19、同 61. 11. 18	
	平 4. 3. 17、平 4. 9. 22	
	同 7. 11. 21、同 12. 4. 1	
	同 16. 3. 30、同 17. 4. 26	
	同 23. 6. 1、同 26. 11. 27	

**第 1 条** 外国人にして、本学大学院において、特殊事項について研究しようとする者があるときは、当該研究科又は教育部（以下「研究科等」という。）において支障がないかぎり、外国人研究生（以下「研究生」という。）として入学させることがある。

**第 2 条** 研究生として入学することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 東京大学大学院学則第 16 条に該当する者
- (2) 研究科等において適当と認めたる者

**第 3 条** 研究生の入学する時期は、学年の初めとする。ただし、特別の事情があるときは、研究科等の教育会議（以下「教育会議」という。）の議を経て、学年の中途に入学させることができる。

**第 4 条** 研究生として入学を志願する者の入学手続については、東京大学大学院外国人学生の入学に関する規程を準用するほか、特に研究しようとする事項について、当該の研究科長又は教育部の部長（以下「研究科長等」という。）に願出しなければならない。

**第 5 条** 入学志願者の選考は、その提出書類により、教育会議で審査のうえ、決定する。

2 研究科長等は、教育会議の議を経て、これを許可する。

**第 6 条** 研究生は、各研究科等に所属し、指導教員の指導を受け、研究に従事する。

**第 7 条** 指導教員において必要と認める場合は、研究科長等は、教育会議の議を経て、研究生に対し、研究科等の講義、演習及び実験等に出席を許可することがある。

**第 8 条** 研究生の在学期間は、1 年以内とする。ただし、その研究を更に継続しようとするときは、理由を付して研究科長等に願出しなければならない。

2 研究科長等は、教育会議の議を経て、期間の延長を許可することができる。

**第 9 条** 研究生が退学しようとするときは、指導教員を経て、研究科長等に願出しなければならない。

**第 10 条** 研究科長等は、研究生に適しないと認められる者があるときは、教育会議の議を経て、退学を命ずることがある。

**第 11 条** 研究生で、研究報告を提出しその成績が良好なものに対しては、本人の願出により、教育会議の議を経て、研究証明書を付与する。

**第 12 条** 研究生の検定料、入学料及び授業料については、東京大学学部通則の研究生に関する規定を準用する。ただし、特別の事情がある場合は、研究科長等の申請により、これを徴収しないことがある。

### 附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 26 日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

### 附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。